

レポート試験に関する不正行為について（重要）

神戸大学経営学部では平成 29 年度より筆記試験だけでなくレポート試験についても不正行為があった場合、筆記試験と同様の厳重な処分の対象とします。なお、不正行為を助ける行為（レポートを作成して他人に見せること等）も同様に処分の対象となります。これは経営学部で実施されるものに限りません。

また、成績評価の対象となるレポートについても、同じく処分の対象となる可能性があります。

不正行為の事実を確認された場合は、次の措置をとるので、不正行為およびそれと誤解されるような行為のないよう心がけること。

- 不正受験者に反省文書を提出させる。
- 当該学期*の成績をすべて無効とする。
- 次学期*の定期試験の受験は認めない。
- 保護者に対し不正受験の事実とその措置について文章で通知する。
- 特に悪質な場合は氏名を公表する。

※学期とは前期（第1クォーター、第2クォーター）、後期（第3クォーター、第4クォーター）を表す。

【不正とみなされる行為】

- 書物、ウェブサイトなどに掲載された他人の文章を、一部分でも出典を明示せずに自分のレポートに記載すること。
- 他人が作成したレポートを自分が作成したかのように提出すること。
- 他人に依頼されてレポートを作成すること。
- 他人のレポートを代筆すること。
- その他、不正にあたる一切の行為。

平成 29 年 2 月 22 日
経営学部教務係